

主な指摘事項等

障害児通所支援

(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・
放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

令和7年度越谷市障害福祉サービス集団指導
福祉部福祉総務課

1 実地指導の主な指摘事項・・・P.3

令和6年度の実地指導における指摘事項の例

※居宅訪問型児童発達支援の指摘事項はありません。

2 各種委員会・研修等の基準概要一覧・・・P.16

(1) 業務継続計画の策定等

【指導内容】

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定してください。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施してください。

【補足説明】

令和6年4月1日から義務化

【参考：業務継続計画未策定減算 ※令和6年度新設】

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、基本報酬を減算します。

(参考：R6報酬改定) ※こども家庭庁支援局障害児支援課
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

⑧業務継続計画未策定減算【新設】(全サービス) ※児者共通

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数(新旧)

【現行】
なし



【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(減算単位) 所定単位数の3%を減算(対象サービス：障害児入所施設)

所定単位数の1%を減算(対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援)

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】

報酬告示(通所)：別表第1の1の注6(児発)、別表第3の1の注6の3(放デイ)、別表第4の1の注7(居宅訪問型児発)、
別表第5の1の注5の2(保育所等訪問)等

報酬告示(入所)：別表第1の1の注3の3(福祉型)、別表第2の1の注3の3(医療型)

(2)安全対策等

【指導内容】

- 施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定してください。
- 従業員に対し、安全計画について周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施してください。
- 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知してください。

【補足説明】

令和6年4月1日から義務化

【参考：通所自立支援加算(放デイのみ)、入浴支援加算(児発・放デイのみ) ※令和6年度新設】

通所自立支援加算、入浴支援加算を算定する場合は、それぞれ以下の内容を含めた安全計画を作成等する必要があります。

通所自立支援加算・・・通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項を計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行う

入浴支援加算・・・・・・・入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項を計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行う

(参考：R6報酬改定) ※こども家庭庁支援局障害児支援課
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

①通所自立支援加算【新設】【放課後等デイサービス】

- こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

通所自立支援加算 60単位/回（算定開始から3月を限度）

※ 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの
【主な要件】
 - ・ 児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等（※）を習得するための助言・援助等の支援を行うこと（※）移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等
 - ・ あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること
 - ・ 児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと
児童一人につき職員一人が個別に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員一人が児童二人に支援を行うことも可能とする
 - ・ 通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと
 - ・ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること
- 重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない
- 算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の4（放デイ）
基準告示（270）8の4の6

(参考：R6報酬改定) ※こども家庭庁支援局障害児支援課
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

③入浴支援加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

入浴支援加算【新設】 5.5単位/回（月8回を限度）
(放課後等デイサービス 7.0単位/回（月8回を限度）)

※ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定（医ケア児・重症児） / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】 医療的ケア児、重症心身障害児
【主な要件】
- ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること
 - ・障害特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。具体的には以下の取組を行うこと
 - ①個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制・手順などを書面で整理し、支援にあたる従業者に周知すること
 - ②入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと
 - ③入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用手法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること
 - ・入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行うこと
 - ・事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること
 - ・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること
- 浴槽を使用した部分浴の場合は算定可。清拭のみの場合は算定不可。シャワー浴は洗身を行う場合には算定可（単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可）

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の9の2（児発）、別表第3の7の2（放デイ）

施設基準告示（269）：4の2（児発）、10の2（放デイ）

基準告示（270）：1の12（児発）、8の4の4（放デイ）

(3)衛生管理等

【指導内容】

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。
- 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施してください。

【補足説明】

令和6年4月1日から義務化(経過措置期間終了)

(4) 勤務体制の確保等

【ハラスメント防止についての指導内容】

- ・ ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

【留意事項】

事業者が講ずべき内容で特に留意していただきたいことは、

- ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員へ周知・啓発すること
- ②相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること

事業者が講じることが望ましい取組の例とは、

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

(5)定員の遵守① ※保育所等訪問支援は除く

【指導内容】

- ・ 利用定員について、定員を超えている日がありました。
つきましては、利用定員を超えてサービスの提供を行わないでください。

【補足説明】

原則として、事業所で定めている利用定員を超えた障害児の受入は禁止されていますが、利用定員を超えた障害児の受入について、適正なサービスの提供が確保(※)されていることを前提に、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合に限り、受入を可能としています。ただし、「1日当たりの障害児の数」及び「過去3月間の障害児の数」に上限(次ページ参照)があります。

※実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること。ただし、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準のまま定員超過することもやむを得ません。

例)利用定員10人の場合で12人利用するときの人員配置

- ・ 児童指導員又は保育士を3人配置が必須。ただし災害の直後等の合理的な理由がある場合は、2人配置も可。
- ・ 3人配置されていない場合は人員欠如減算に該当。ただし災害の直後等の合理的な理由がある場合は減算不要。

(出典:「障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ&Aについて」(令和6年5月17日))

(5)定員の遵守② ※保育所等訪問支援は除く

【1日当たりの障害児の数について】

①利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。

例)利用定員10人の場合

・ $10人 \times 1.5 = 15人$ 以下まで

②利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。

例)利用定員54人の場合

・ $54人 - 50 = 4人$

・ $4人 \times 0.25 = 1人$

・ $1人 + 25 = 26人$

・ $54人 + 26人 = 80人$ 以下まで

【過去3月間の障害児の数について】

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。

例)利用定員30人、1月間の開所日数が22日の場合

・ $30人 \times 22日 \times 3月間 = 1980人$

・ $1980人 \times 1.25 = 2475人$ 以下まで

(6) 契約支給量の報告等

【指導内容】

- ・サービスの利用に係る契約内容の報告をしていませんでした。つきましては、保護者との契約を締結・変更・終了したときは、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

【補足説明】

- ・越谷市においては、子ども福祉課へ報告をお願いします。
- ・報告書については、越谷市HPに掲載(下記参照)されていますのでご確認ください。
トップページ ⇒ 福祉・健康 ⇒ 障がい者支援 ⇒ 事業者等向けの情報
⇒ 障害福祉サービス事業所等の指定 ⇒ 報酬の請求 ⇒ 契約内容報告について
※ページ番号は「8520」です。

(7) 家族支援加算

【指導内容】

家族支援加算(Ⅱ)について、相談援助を行ったか判然とせず記録もありませんでしたので、相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成してください。

(8) 子育てサポート加算

【指導内容】

子育てサポート加算について、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた相談援助等の支援を行っているか判然とせず、記録もありませんでしたので、障害児及び家族等ごとに、支援場面に参加する等の機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成してください。

(9) 欠席時対応加算

【指導内容】

- 欠席時対応加算(Ⅰ)について、欠席した障がい児の状況、相談援助の内容等の記録が不十分でしたので、具体的に記録してください。

【留意事項】

利用者の状況や相談援助の記録を具体的に残してください。欠席連絡を受け、休んだ理由のみの記録では加算を算定できません。

(10)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

【指導内容】

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を障害福祉サービスの情報公表制度等を活用し、公表してください。

【補足説明】

令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

2 各種委員会・研修の基準概要一覧

項目		計画・指針等	委員会	研修	訓練	未実施 減算
業務継続 計画(BCP)	感染症	計画策定	—	年1回以上(+採用時が 望ましい) ※感染症研修と一体可	年1回以上 ※感染症訓練 と一体可	減算あり
	災害	計画策定	—	年1回以上(+採用時が 望ましい)	年1回以上	減算あり
感染症及び食中毒 対策		指針整備	3月に1回以上	年2回以上+採用時	年2回以上	—
身体拘束禁止		指針整備 記録作成	年1回以上 ※虐待防止委 員会と一体可	年1回以上+採用時	—	減算あり
虐待禁止		指針整備 (望 ましい)	年1回以上 ※身体拘束適 正化委員会と 一体可	年1回以上+採用時	—	減算あり